

ドイツにおける銀行取引約款

—— 約款の一般的検討と貸付約款の紹介 ——

前 田 重 行

I. ドイツにおける銀行取引約款について

ドイツにおける銀行取引においても、その取引約款についてはわが国の場合と同様に銀行取引全体に共通する基本約款と各種の取引のための個別約款からなっており、かつこれらの基本約款および一定種類の取引のための個別約款についてはドイツ連邦銀行協会等の業界団体によってひな型が作成されている。したがって、各金融機関が用いている基本約款および一定の定型的な個別約款の内容はほぼ共通したものとなっている。

ドイツの普通金融機関は、信用銀行 (Kreditbank)、貯蓄銀行 (Sparkasse)、信用協同組合 (Kreditgenossenschaft) の三つの部門に分かれているが、それぞれの部門において約款のひな型が作成されており、それぞれの部門に属する個々の金融機関はこれらのひな型に基づく約款を作成して、取引に使用してきている。基本約款について見ると、信用銀行部門では、ドイツ銀行協会 (Bundesverband deutscher Banken) の作成による銀行普通取引約款 (Allgemeinen Geschäftsbedingungen der Banken)、信用協同組合部門では、ドイツ信用協同組合連合会 (Bundesverband der Deutschen Volksbanken und Raiffeisenbanken) 作成による信用協同組合普通取引約款 (Allgemeine Geschäftsbedingungen der Volksbanken und Raiffeisenbanken)、貯蓄銀行部門では、貯蓄銀行普通取引約款 (Allgemeinen Geschäftsbedingungen der Sparkassen) が、そ

それぞれの部門に属する各金融機関によって用いられている。

II. 銀行取引約款に対する法規制

銀行取引普通約款に対しては、民法、商法等の一般私法による規制の外に、銀行・証券取引に対する特別法（寄託法（Depotgesetz）等）によって顧客保護のための規制がなされているが、さらに近年においては、消費者保護の観点から約款規制法（Gesetz zur Regelung des Rechts der Allgemeinen Geschäftsbedingungen（AGB-Gesetz）vom 9. Dez. 1976）および消費者信用法（Verbraucher-Kreditgesetz）によって規制がなされている。約款規制法は契約内容が約款使用者である取引相手方に開示され、相手方が契約内容を認識し得る状態を確保し、約款内容が契約相手方にとって不当に不利にならないようにするため、一定範囲で約款の内容のコントロールを行っている。銀行取引約款もまた約款規制法による約款内容のコントロールに服さなければならず、個別的に約款規定が約款規制法の各規定（特に信義誠実の原則に反し、取引相手方を不当に不利に扱う約款規定を無効とする第9条の規定など）と調和するか否かチェックされてきている。その結果、今回の改正前の1989年改正による銀行普通取引約款においても、いくつかの条項が約款規制法と調和するか否か問題とされていたのである。たとえば、銀行の責任を重過失の場合にのみ限定する第1条第1項等の規定は、約款規制法第9条第2項第1号に合致するか否か問題となっていたのである。

また、消費者信用法はECの消費者信用の規制法についての調整のための指針の国内法化および消費者金融にともなう債務者の過度の債務負担に対する対

策の立法化として、1990年に制定され、1991年1月1日から施行されている。同法は、金融機関や割賦販売業者等による消費者に対する与信取引を適用対象としており、これらの取引における消費者の保護のための規制を行っている。同法は、上記信用取引において、消費者を保護するために契約内容の開示の確保（書面による契約の必要性和契約書の記載事項の法定）、契約の撤回権（クーリング・オフ）、抗弁の接続、解約告知の制限、遅延利息の制限、弁済充当の特則等を定めている（消費者信用法については、拙稿「ドイツにおける消費者信用法の制定」（海外金融法の動向）金融法研究第8号115頁以下参照）。

銀行取引においても、消費者を対象とした与信取引については、消費者信用法が当然適用されることになるから、銀行普通取引約款やその他の個別の取引約款における消費者を対象とした部分に関しては、同法の要求を満たすための調整が必要となるわけである。

III. 銀行普通取引約款

1. 銀行普通取引約款の作成の経過

現行の銀行普通取引約款は1992年に作成され、1993年1月1日から使用されているが、それまでは1989年に改正された旧約款が用いられてきており、たまたま本年（1993年）は新旧約款の交代時期にあたっている。昨年まで使用されていた旧約款は、全47条からなり、総則（第一章）、有価証券、外国為替および外国通貨の取引（第二章）、保管業務（第三章）並びに取立業務、割引業務および小切手取引（第四章）の各章からなっていた。旧約款に対しては、その様式

や内容に関して従来から問題のあることが指摘されてきており、特に近年の消費者保護の観点から種々の批判がなされてきていた。また前述した約款規制法の各規定に合致し得るかどうかという点についても問題とされてきており、さらには最近制定された消費者信用法の各規定との調整も必要となっていたのである。

旧約款の問題点の内、その様式やわかりやすさという点に関しては、まず旧約款では総則規定に種々の規定が雑然とおかれ、体系性がないうえ、各規定に見出しがなく、全体として取引の相手方にとって理解しにくい約款となっていた。さらに、個々の約款規定の内容もわかりにくい規定となっているため、顧客、特に一般消費者にとっては約款内容の理解が困難となっていた。以上のような点から、旧約款に対しては、約款全体が透明性に欠けているという批判がなされていた。

約款の内容に関しても、いくつかの契約条項は民法や約款規制法上その効力が問題とされていたのである。たとえば前述した銀行が重大な過失を有する場合を除いては顧客に対しては免責されんとする責任限定条項や銀行の自由な裁量により何時でも解約告知を認め、取引を終了させると同時に顧客の債務の弁済期を到来させうる規定、あるいは銀行が何時でも顧客に対して担保の設定や増し担保を要求し得る条項などは、従来から問題となっていたのである。

2. 銀行普通取引約款の1992年改正と現行の新約款の概略

銀行普通取引約款の1992年改正による新約款作成の基本的な目的は、前記1で述べたような旧約款に対する批判に対処し、旧約款上不利に取り扱われてきた顧客の立場を改善することにあるものと思われる。具体的には、約款の様式

や編成等を改善して、約款全体の透明性を高め、また内容の面においても民法や約款規制法上の疑問点をなくし、さらに消費者信用法との調和を図ることが意図されたのである。

新約款においては、約款全体の規定を再構成し、関連ある規定ごとにまとめ、それぞれにつき見出しをつけ、さらに個々の条項についても見出しをつけて約款をわかりやすくしている。また旧約款に含まれていた有価証券・外国為替および外国通貨の取引についての規定（第二章）や保管業務についての規定（第三章）は、銀行普通取引約款から外し、個別の特別約款とすることになっている。新約款の内容に関しては、判例・学説により民法や約款規制法に反し無効とされ、あるいはその効力が疑問とされている条項や顧客にとって不利であると指摘されてきた条項を削除して、適切な規定に置き換える等の措置がなされている。また新たに銀行秘密に関する規定を新設したり、顧客保護の観点から解約告知に関する規定の改善等を行っている（新約款の詳細な内容については、次回の報告で取り上げる予定である）。

IV. 個々の取引で使用されている約款の例

1. ドイツ銀行の「合同貸付約款」について

ドイツの信用銀行部門における銀行取引においては、前述のように全ての取引について共通して用いられる基本約款としての銀行普通取引約款があり、また一定の定型的取引のための個別的な約款がドイツ連邦銀行協会によって作成されており、各銀行は取引に際して共通してこれらの約款を用いている。さら

に個々の銀行は、上述の一定範囲の定型的取引のほかには当該銀行がそれぞれ行っている取引ごとに個別、具体的な約款を作成して用いている。

ここでは、上記の個々の銀行が個別的に作成して用いている約款の例として、ドイツ銀行の「合同貸付約款」を取り上げ紹介することにする。この貸付約款は、ドイツ銀行がフランクフルト抵当銀行と合同で貸付を行う場合に用いられる約款であり、不動産担保貸付 (Realkredit) のための約款である。同約款は、当然基本約款としての普通銀行取引約款の適用を前提としており、この貸付約款に規定されていない事項については、普通取引約款の規定が適用され (合同貸付約款第28条 (以下規定番号のみで引用する))、かつこの貸付約款に定められている条項も、普通取引約款の規定を前提とし、それと結びついて定められているわけである。そしてこの貸付約款は、ドイツ銀行によって1976年に作成されたものであり、その前提となっている銀行普通取引約款は1988年の旧約款であることから、当然今回の約款改正により改訂されるものと思われるが、現在改訂されたかどうか明かではなく、今回は旧普通銀行取引約款を前提とした合同貸付約款を取り上げることとする。

2. 「合同貸付約款」の内容について

(1) 一般原則

第1条は、最初にドイツ銀行とフランクフルト抵当銀行が定められた分担量に応じて貸付の相手方に不動産担保貸付を行うことを定める。そしてドイツ銀行が、取引相手である顧客に対して抵当銀行を代理するとともに、本契約から生ずる権利、担保を両銀行相互間に、または他の銀行に譲渡し得ることを定めている。そのほか、金融、資本市場の変化に応じてドイツ民法第315条の範囲内

において契約条件を変更することができ、変更した場合には遅滞なく顧客に通知しなければならず、通知を受けた顧客は2週間以内に弁済して、契約を終了させることができる旨も定めている。

(2) 担保および強制執行

本合同貸付契約では、担保として土地債務(Grundschuld)の設定が定められており、債務者は債権者のために登記簿上他の権利に優先し、または同順位の土地債務を設定し、土地債務証券を債権者銀行に差入れなければならないと定めている(第2条第1項、第2項)。そしてさらに土地所有権者は、土地債務に基づく請求による即時の強制執行に服さなければならない、かつ債務者もその全財産に対する即時の強制執行を認諾しなければならない旨の定めも置かれている(第3条)。

(3) 貸付の実行

本合同貸付契約では、貸出金の払出し義務は、登記を含めた担保の設定手続、および土地債務証券の引渡しおよびその他契約で定められて全ての手続が実行された時に発生するとされており、その際銀行は即時に総額の30%まで払出すことができると定められている(第4条第1項)。顧客は残額を貸付合意の時点から6ヶ月以内に払い出しを請求しなければならない(第4条第2項)。また銀行は貸出金の用途について監視する権利を有するものとされており(第4条第1項)、かついつでも顧客の貸出金払出請求権と自己が顧客に対して有する債権とを相殺し得るものと定められている(第4条第3項)。

(4) 利息、弁済

貸出が実行された時点から、貸出金につき約定の利息が付されるが、利息の支払は年賦払いの返済に含めて行われるものと定められており、その年賦払い

返済金に含まれる利息分については、暦年の最初に元本の残額に応じて計算される(第5条第2項、第4項)。上記の貸出金に付される利息のうち、貸付金の全額の払出しに至るまでの一部払出し済みの貸付金に対する部分については、約定金利に1%を加えて利息を計算するものとする定められている(第5条第2項)。そのほか、貸付に際して、債務者の負担するコストとしては、貸出の完全な実行に至るまでの未払い部分についての準備利息および貸出元本の割引額(Disagio)、担保設定費用などが定められている(第5条第1項、第2項、第3項、第5項)。なお、期限の到来した支払債務の履行遅滞に対しては、貸付金額に対する年1%の割合による遅延損害金を支払わねばならない旨も定められている(第6条)。

(5) 解除について

本約款では、銀行が貸付金の実行を完了する前に契約を解除し得る場合として、貸付金が定められた時期までに払出請求されない場合、定められた時期までに契約上の条件が満たされていない場合、または相手方が契約上の義務を履行していない場合、信用悪化の場合、後記の解約告知をなし得る場合、が定められている(第7条第1項)。そして銀行が解除した場合には、銀行は相手方に対して合意した貸付金の3%を貸付準備の報酬として請求することができ、その請求が満たされるまで担保についての権利関係書類一切を留置し得ることも規定されている(第7条第2項、第3項)。

(6) 解約告知について

解約告知については、債務者および銀行の双方に関して定められている。債務者の解約告知については、約定により定められた期間経過後は、債務者は何時でも解約告知することができることとされているが、その場合には3ヶ月の告知

期間を置かなければならないとされている（第8条第1項）。

銀行による解約告知については、一定の事由がある場合のみに限り認められるが、その場合には告知期間を置くことなしに解約告知し得ると定められている。銀行が解約告知し得る場合としては、債務者の分割弁済が4週間以上または2回以上延滞した場合、債務者または保証人等の支払停止またはこれらの者に和議もしくは破産の申立がなされた場合または強制執行がなされた場合、担保不動産に対する強制競売が命じられた場合、担保不動産の価値の減少、担保不動産の無断譲渡、その他一定の約定違反の場合等が定められている（第9条第1項）。

(7) その他

その他約款では、支払の充当、土地債務の及ぶ建物等についての火災保険を付する義務、土地、建物の管理義務、債務者および不動産所有権者による担保目的物について生じた権利の銀行に対する移転義務、連帯債務者の責任、配偶者の意思表示の義務および他の配偶者の財産に対する強制執行に対して異議を述べないこと、裁判管轄等について詳細な規定が置かれている。

以 上